D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0245
E_{16} ＝ 0.0247
E_{17} ＝ 0.0249
E_{18} ＝ 0.0238
E_{19} ＝ 0.0238
E_{20} ＝ 0.02395
E_{21} ＝ 0.0243
E_{22} ＝ 0.0239
E_{23} ＝ 0.0231
E_{24} ＝ 0.0226
E_{25} ＝ 0.0226
E_{26} ＝ 0.0118
E_{27} ＝ 0.0090
E_{28} ＝ 0.0021
E_{29} ＝ 0.0020
E_{30} ＝ 0.00162

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成 4 年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0245
E_{16} ＝ 0.0248
E_{17} ＝ 0.0249
E_{18} ＝ 0.0238
E_{19} ＝ 0.0238
E_{20} ＝ 0.0253
E_{21} ＝ 0.0243
E_{22} ＝ 0.0239
E_{23} ＝ 0.0232
E_{24} ＝ 0.0227
E_{25} ＝ 0.0124
E_{26} ＝ 0.0119
E_{27} ＝ 0.0018
E_{28} ＝ 0.0021
E_{29} ＝ 0.0020

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成 4 年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特